

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日か、  
その翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医等の登録
- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- 土地改良区の設立の認可
- 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正
- 道路交通の規制に関する規程の一部改正

### ◇ 公安告示

## 告 示

### 鳥取県告示第六百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
松本医院	鳥取市東品治町五ノ一	皮膚泌尿器科、性病科、外科	松本 正威	昭和四十四年十一月一日	乙表 点数表
森 "	岩美郡国府町大字糸谷一の一の五	内科、小児科	森 納	十四日	"
田中医院大坪出張診療所	八頭郡郡家町大坪七一	外科、内科	田中哲之助	一日	"
菊川医院	用瀬町用瀬四二七	内科、小児科	菊川 定子	"	"
柿坂 "	八東町北山七三	全科	柿坂 狷介	"	"
柿坂医院若桜出張所	若桜町若桜一二二五	"	"	"	"
井上医院佐治出張診療所	佐治村加茂	内科、外科	井上 武	"	"
森田医院	米子市皆生二五一の二	産科、外科、婦人科、内科	森田 隆朝	十四日	"
仲倉医院小幡出張所	倉吉市中河原	内科、外科	仲倉 文威	一日	"
池淵医院	境港市栄町三二	外科、内科	池淵 正賢	"	"
中島 "	相生町四一	内科、放射線科	中島 富久	"	"
辻本歯科医院出張所	西伯郡西伯町落合三一八の三	歯科	辻本 正夫	"	乙表 点数表

鳥取県告示第六百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新田外科 胃腸科 医院	米子市 中島 三九二の七	外科、内科、 胃腸科、循環器 科、呼吸器科	新田 晴生	乙表 点数表
山口外科 医院	夜見町 二七八六の四	外科、胃腸科、 脳神経外科	山口 勉	

氏名	住所	登録の記及び番号	登録年月日
山脇 洋志	岩美郡岩美町大字 浦富六四五番地	鳥医第一四五七号	昭和四十四年十月二十五日
重岡 宏子	米子市錦町二丁目 二五三の一 金田孝子方	鳥医第一四五八号	昭和四十四年十月二十一日
遠藤 瑞子	米子市茶町七二	鳥医第二三二二号	昭和四十四年十月二十五日
森下 明	鳥取市二階町 二丁目二〇七	鳥医第二三三三号	昭和四十四年十月二十二日
石飛 芽雄	米子市旗ヶ崎一区 六二〇の四	鳥医第一四五九号	昭和四十四年十月二十日
長島 洋	岩美郡岩美町大字 浦富六四五番地	鳥医第一四六〇号	昭和四十四年十月二十四日

鳥取県告示第六百八十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥医第一四五七号	山脇 洋志	昭和四十四年十月二十五日
第一四五八号	重岡 宏子	二十一日
第一四五九号	石飛 芽雄	二十日
第一四六〇号	長島 洋	二十四日
鳥医第二三二二号	遠藤 瑞子	二十五日
第二三三三号	森下 明	二十二日

鳥取県告示第六百八十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
篠原 医院	日野郡溝口町長山一五二の一	昭和四十四年十月十五日
新田外科 胃腸科医院	米子市中島三九二の七	十一月一日
山口外科医院	夜見町二七八六の四	"

鳥取県告示第六百八十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年十一月二十一日から施行する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

茨城県東茨城郡 山梨県東八代郡 同県甲府市 三重県度会郡 同県鈴鹿市

鳥取県告示第六百八十四号

西伯郡会見町天萬千三番地遠藤種郎ほか七十六人の者から設立認可申請

のあつた会見地区土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十一月十八日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十五号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年十一月二十一日から施行する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

六十	鳥取市東町二丁目二三番先交 差点(十字路)	定周期式(多段式)
六十	鳥取市東町二丁目二三番先交 差点(丁字路)	定周期式(多段式)
六十一	境港市小篠津町五〇五番地先交 差点(四差路)	押ボタン式

を  
に改める。

鳥取県公安委員会告示第五十六号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十一月二十一日から施行する。

昭和四十四年十一月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第一の一の3を次のように改める。

- 3 県道福部鳥 卯垣二七〇番一 八〇〇 大型自動車 七時三〇分
- 取線 一先から立川町 八〇〇 (大型乗用 八時三〇分
- 五丁目一五三番 八〇〇 自動車を除 まで及び一四
- 先までの間 大型特殊自 及び(日曜日 及び祝日に
- 動車 及び自 及び祝日に 及び祝日に
- ない。禁止し

別表第四の一中2を削り、3を次のように改め、4から76までを1ずつ繰り上げる。

- 2 " 福部村大字箭溪二三五番二先 栗谷 自動車(軽、自二輪及び小特を除く。)
- 別表第四の一の4から76までを1ずつ繰り上げる。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)